



これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和8年 4月1日	- 個別品目ごとの表示 - 食物アレルギー表示	「個別品目ごとの表示ルール」について、「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における検討の結果（令和7年1月以降に議論された項目）を踏まえた所要の改正。 - 医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「カシューナッツ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行。	- 令和8年4月1日施行 経過措置： 令和12年3月31日まで - 令和8年4月1日施行 経過措置： 令和10年3月31日まで	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assessing_food_labeling_cms201_260401_07.pdf
令和7年 10月1日	機能性表示食品	表示禁止事項である機能性関与成分以外の成分を強調する用語のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、一般的な食品と同様に容器包装上への表示を可能とするよう改正。	令和7年10月1日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assessing_food_labeling_cms205_251001_04.pdf

※他法令の改正に伴う条ずれ等の形式的な改正は含まない。